

# 中国の高等教育の理念と実際

陳<sup>\*</sup> 俊 森

## 目 次

はじめに

- 一 国の教育方針の変遷
  - 二 大学の種類・数及び機能
  - 三 大学の組織
  - 四 産学協同
  - 五 大学の改革
  - 六 二〇〇〇年までの中国高等教育発展のための方針
- おわりに

はじめに

中国の教育改革は数年前から叫ばれており、特に、国の経済発展に直接関与する高等教育の改革と進展は日増しに重視されて来ている。経済の発展が激動するなかで、とりわけ、高等教育の改革と在り方は高等教育関係

中国の高等教育の理念と実際

者はもとより、多くの有識者の関心を集めている。本稿では、中国の高等教育の実際の問題にふれ、その経緯と現状について論じてみたい。

### 一 国の教育方針の変遷

#### (1) 八〇年代以前の教育方針

一国の教育方針は二つの内容を含まなければならない。一つは、教育は社会の発展のなかでどんな役割を果たすべきか。もう一つは、どんな人間を育成すべきかということである。

五〇年代後期、中国は、「教育はプロレタリア階級の政治に奉仕し、生産労働と結合し、教育を受ける者を徳育、知育、体育の多方面で成長させ、社会主義的自覚をもつ、教養ある勤労者になるようにしなければならない」という教育方針を打ち出した。この教育方針は一九七八年の憲法の総綱第十三条<sup>(1)</sup>にもうたわれていた。

この教育方針が打ち出されてから、中国の教育は大きな問題と誤謬を犯すことになった。まずもっとも大きな問題は「教育はプロレタリア階級の

政治に奉仕する」ということにある。すなわち、教育が直接具体的な政治目的に奉仕することを強調していたのである。しかし、その時の政治は階級闘争を要とするもので、社会の発展や現代化の建設がまったく無視されてしまったのである。

次に「生産労働と結合する」のなかの「労働」という言葉についての理解であるが、八〇年代に入る前のかなり長い時期では、教育方針のなかの「労働」は主に簡単な筋肉労働を指し、知的労働は労働の範疇から除外されていた。したがって、インテリ層は労働者階級から除外されていたのである。もう一つは、「教育と生産労働との結合」の問題である。その両者は、相互に関係し、相互補完し合うべきはずであるが、しかしここでは、「生産労働と結合する」という方針は、生産労働の過程の中に教育を埋没（組み込む）させてしまったのである。プロ文革中、学外へ行って教育を行わせるとか、知識青年の下放とか、大学の教養過程をなくし、実用のものだけを教える、というようなやり方はこの方針にしがったものである。一九五六年の第八期中央全会では、社会の生産力に力を入れ、国家の工業化を実現させて、次第に人民の日増しに増長していく物質と文化の需要を満足させるという総任務を打ち出した。それは、当時の最大の政治であるべきなのに、「政治に奉仕し、生産労働と結合する」という方針は大きく歪曲されて、第八期中央全会の総任務を達成できなかったといっても過言ではない。階級闘争の理論がその総任務に取って代ったからである。この教育方針は八二年の新しい憲法からやっと姿を消した。

## (2) 新時代の教育方針

近年（一九七九年以降）国家としての正式な教育方針というものはない

が、一応社会一般に容認されている教育の通念があると考えられる。一九八五年に中国共産党中央委員会が打ち出した「教育体制改革についての決定」の中につきのような記述がある。

教育は社会主義建設に奉仕し、社会主義建設は教育にたよらなければならぬ。社会主義現代化の建設という壮大な任務はわれわれに次のことを要求している。すなわち、大胆に既存の人材の活用と質の向上をはからなければならぬだけでなく、大いに全党の教育工作に対する認識を高め、現代化に目を向け、世界に目を向け、未来に目を向けて、九十年代から次の世紀の初頭にかけてのわが国の経済と社会の発展のために、大規模に社会主義の方向を堅持できる各級、各種類の新しい優れた人材を用意しておかなければならぬ。これらの人材はみな理想を備え、教養を備え、紀律を守り、社会主義建設を愛し、国家の国力増強と人民の富裕のために、刻苦奮闘の献身的な精神を備えなければならず、また、たえず新しい知識を追求し、実際にもとづく実践的な態度や考える力及び勇敢に新たな仕事に挑戦する科学的な精神を備えなければならない。<sup>(2)</sup>

以上の記述を要約すると、つぎの三点になる。

- ① 教育は社会主義現代化の建設に奉仕し、社会主義建設は教育にたよらなければならない。
- ② 教育は世界に目を向け、近代化に目を向け、未来に目を向けなければならない。
- ③ 理想を備え、道徳を備え、教養を備え、紀律を遵守する人材に育て上げなければならない。

この三点は、新しい時代の人材の素質の発展に対する基本的な要求で、人間の全面的な発展の教育の目標に應えるものである。新しい時代には、正式な教育方針というものはないが、中央の教育体制改革についての決定が発表されてから七年目を迎えた今日では、すでに中国の教育界に容認されて、事実上、国の新しい教育方針として取り扱われるようになってきた。

それでは、七八年の憲法にうたわれている、毛沢東氏が提出（一九五七年）した「われわれの教育方針は教育を受けるものを、徳育、知育、体育のいずれの面でも成長させて、社会主義の自覚を持つ、教養を備えた勤勞者に育て上げなければならない。」<sup>(3)</sup>という内容は、もう時代おくれのものだろうか。否そうではなく、「徳育、知育、体育のいずれの面でも成長させる」という要求は、やはり各級の教育部門の仕事の指針の一つであるといえる。近年、さらに「美育」も加えられた。

毛氏の「勤勞者」という言葉に対する解釈だが、もともとは、農民や勤勞者や小商工業者などのような勤勞による所得で生活するものを指していたが、一九七九年以来、科学技術も生産力で、インテリは勤勞者階級の一員であり、知識と人材を尊重しなければならないという新しい認識があったので、勤勞者という概念の外延も拡大されたのである。

また、「教育は生産労働と結合する」ということについての理解であるが、理論の面では、理論と実際との結合、教育と生産労働との結合、インテリと実践の経験を持つ勤勞者や農民との結合は正しいことだといえるが、しかし、一九七九年以前は、こういう教育思想は俗流化されたので、「労働」や「実践」は簡単な筋肉労働とみなされ、「生産労働との結合」は教師や学生が農村へ行って農民の再教育を受けるといふふうになちがって

理解されていたのである。今日では、こういう思想に対する理解は変化した。すなわち、教育が生産労働と結びつく形式はさまざまであつてもいいのである。例えば、いろいろな形の産学協同や、教育改革によって社会のニーズに應えるようにすることなどが挙げられる。

要するに、「教育は生産労働と結合する」という考えはやはり教育方針の一つとすべきだというのが、教育界の大方の意見である。

## 二 大学の種類・数及び機能

### (1) 大学の種類

中国の高等教育機関は、おおよそ二種類ある。一つは普通高等教育機関といわれる国の正式の機関で、もう一つは成人高等教育機関というものがある。前者はさらに、三種類に分けられる。一つは大学・学院のことで、本科生と大学院生を養成する学校である。もう一つは専門学校で、三年制の専科生を養成する学校である。三つ目は短期職業大学で、二年制である。後者の成人高等教育機関は、やや複雑で、一応次の五つのタイプがある。

- ① テレビ放送大学、② 夜間大学、③ 通信大学、④ 職工大学、⑤ 幹部管理學院である。夜間大学と通信大学の多くは普通大学内に設置されている。職工大学は大手企業内に設置されているのが多い。成人高等教育は、二年あるいは三年制が多く、在職者も多数いる。近年、テレビ放送大学はかなり変容している、つまり在職者の学生数が減り、そのかわりに高校卒業後普通の大学の入試に失敗した者がテレビ放送大学に入学するという学生が多くなつてきている。

### (2) 大学の数—その変遷

一九八九年の統計では普通高等教育機関は一〇七五校で、在学者数は二一六万人である。その内、大学・学院は六一校、専科学校は三四五校、短期職業大学は一一九校である。<sup>(4)</sup>

大学の数は建国以来、大きく変化した。一九四九年から現在まで大体次の四つの段階を経てきた。

① 一九四九年—一九五七年

大学の調整段階で、工業建設の人材と教員の育成を重点に、総合大学を調整して単科大学を発展させた段階である。一九五二年から調整が始まり、五七年になって一九四九年の二〇五校から二二九校に増えた。筆者の所属している華中理工大学は、当時の武漢大学、湖南大学、広西大学、南昌大学と中山大学の五つの大学の機械、電動機、動力などの工学部をあつめて新しく設立されたのである。そのような調整のプラスの面の一つは、各大学に分散していた同類の学科を適当に統合し募集人数を増やし、大学の規模や効率の向上をはかったことである。マイナス面としては、地域を問わずに、一様に調整を行った結果、比較的条件のいい統合大学は、その総合性に欠け単科大学化して、高等教育の発展に不利だったということが今日の認識である。

② 一九五七年—一九六六年

社会主義の改造が完成した後、大規模な社会主義建設が始まったが、しかし、左翼左傾のあやまりで、経済面において大躍進を行い、十五年のうちにはイギリスを追い越し、アメリカに追いつくという急進的なスローガンが提出されたので、教育においても、十五年という期間ではほとんど高等教育を普及するというむちゃくちゃな方針をとった。結局、一九五七年の二

二九校から一年のうちに七九一校に増えた。またさらに、一九六〇年には一二八九校に急増して、大学の数の史上、ピークとなったのである。

このような高等教育の大躍進は国情や、国力を越えたので、国の財政難をもたらすという結果となった。また、新しく設立した一〇〇〇あまりの大学はほとんど中等専門学校から昇格したもので、教育の質の面でもかなりの問題があった。

一九六〇年の大躍進のあやまりに気付いて、「調整、強固、充実、向上」という八文字の方針を打ち出して、経済面において、抑制政策をとった。それにもない教育面においても大きな調整を行った。その結果、一九六五年になって、高等教育機関数は四三四校に減少したのである。

③ 一九六六年—一九七六年

すなわち一〇年間のプロ文革で、一九四九年—一九六六年の十七年間の教育は全般的に否定された。教員は批判・非難され、多くの校舎は無断占有され、多くの大学は大都会から遠隔地に引越しさせられた。合併統合し廃校になった大学も多数あった。要するに、一〇年のプロ文革は、経済はもとより、基礎教育や高等教育にかなりの損害を与えたのである。これは、各大学の四十代の中年教員が不足している年齢的な断層の原因だとも言われている。

④ 一九七七年—現在

特に一九七九年以後、中共中央は、全党の仕事の重点を経済建設を中心とする社会主義現代化の建設の軌道に移すという戦略を決めた。それにもなつて、高等教育を大いに発展させなければならないというので、八〇年代は高等教育発展の黄金時代を迎えたと言っても過言ではない。一九七

六年の三九二校から一九八八年になって二〇七五校に増え、今日までずっと安定している。在学者数も一九七六年の五六・五万人から一九八八年の二一六万人に増えたのである。<sup>(5)</sup>

(3) 大学の機能

中国の大学は三つの機能をもっている

- ① 人材を養成する
- ② 文化や科学技術を発展させる
- ③ 社会に奉仕する

すなわち、教育、研究、サービスという三つの機能だが、しかし、単一の教育の機能から、教育、研究という二機能に変わって、さらに教育、研究という二機能から教育、研究、社会に奉仕するという三機能に変わったのは、七〇年代の後期から八〇年代の前期までのわずか五、六年間である。大学の主な役割は教育だけを行うべきか、それとも教育と研究を同時に行うべきかという論争はあったが、あまり問題にならなかった。

一九八七年の末ごろから一九八八年の初期に、大規模な論争が高等教育界で起った。話題の中心は高等教育機関の第三の機能すなわち、社会に奉仕するということである。中でも特に論争の激しかった問題は、いわゆる「有償サービス」のことである。これは、中国の改革・解放がある段階に発展したときに、高等教育界で起った一連の反応の一つである。現実社会の中の具体的な課題でもあるし、また、教育哲学の基本的な命題にも及んでいる。つまり、大学教育の本質、機能及び教育と社会の関係などの問題に及んでいるのである。教育とはいったい何か、人材育成かそれとも金銭獲得か。また、有償サービスを実施したら、教育を経済利益だけ獲得するた

めの邪道に陥て、それによって教育の質が低下し、人材育成という高等教育本来の機能を抹殺してしまうのではないかという「有償サービス」の批判論がでた。一九八八年後半ごろに、以上の問題について次のような統一認識があったようである。

- ① 高等教育は高級専門の人材の育成と科学技術、文化の発展という二つの機能を有するほかに、直接社会に奉仕するという機能も有すべきである。社会に奉仕する機能は教育、科学技術と経済の発展の当然の帰結でもある。

② 経済利益の獲得は、教育条件の改善と教職員の待遇の改善をはかる主な手段とすべきではない。政府は教育にたいする投資を増さなければならぬ。

③ 高等教育機関の社会に奉仕する仕事は有償であってもいい。有償サービスは知識の価値を上げ、教員の社会に奉仕する意欲を引き出すことができる。また、大学と社会との連帯によって高等教育が社会の実践から離脱するマイナス面は是正に有利だと考えられる。<sup>(6)</sup>

これまでの高等教育機関の財政予算はすべて政府によってまかなわれたが、今日では変わって、予算の一部は有償サービスによって集めるようになってきた。すなわち、今までの単一の財源から多ルートに変わったのである。

有償サービスの種類は、一応つぎのようなものがある。

- ① 委託研究・開発をする
- ② 委託人材の育成
- ③ 特許などの技術の譲渡

- ④ 技術面のレファレンス
- ⑤ 私費学生の募集

### 三 大学の組織

#### (1) 大学の所属

教育上の業務関係は、すべて国家教育委員会が管理する。しかし、行政上の所属は次の三つのタイプがある。

- ① 地方所属大学 在学者数は五六％。
- ② 國務院の各部門所属の大学 在学者数は三一・三％。
- ③ 国家教育委員会直属の大学 在学者数は二・七％。
- (2) 党委員会指導下の学長責任制

一九八五年の中共中央の「教育体制改革についての決定」の中で、高等教育機関では、次第に学長責任制を<sup>(8)</sup>実行すると提言した。その後、一部の大学では学長責任制を試験的に導入しはじめた。しかし、一九九〇年に、中央はまた、「高等教育機関ではこれからやはり党委員会指導下の学長責任制を<sup>(9)</sup>実行する」という決定が下された。したがって、今まではほとんど<sup>(10)</sup>の大学は後者の組織で大学運営を行っている。それでは、この二者はどういう区別があるかということについて、多少ふれてみたい。

- ① 学長責任制の主な内容はつぎの三点がある。
  - ア 学長は全面的に責任を負う
  - イ 党委員会はそれを保証、監督する役割を果たす
  - ウ 教職員と学生の民主管理

この管理体制の利点は、党委員会と学長のそれぞれの責任が明確で意思

決定も早い。ため仕事の能率を向上させることができるということである。また、党委員会は行政の仕事から解放されて、主に党の建設や思想工作に従事できるのである。

#### ② 党委員会指導下の学長責任制はつぎのような方法をとっている。

- ア 党委員会は、大学の方針、政策決定から思想教育・人事管理に至るまで全面的に責任を負う。
- イ 学長は党委員会が決めた方針・政策にしたがってそれを実行する。具体的な日常の大学運営に責任を負う。
- ウ 党委員会は学長の行っていることを指導・監督する。

中国の大学の学長は、普通学者が兼任している。学長は学校の行政管理をする他に、教育・研究活動を行っているのである。大学全体に対する政治、思想の指導や行政の管理などにおいては、実際の経験が少ないので、党の政策・方針の実行や学内の重大な政策決定に当たるときに、能力的にも精神的にもかなりの限界があると考えられる。また、日本の大学とちがい、教授会はない。学長の権限は日本より多いが、それに相応して日常運営の難しさも大きいのである。だから、集団の智慧・広範の意見の聴取が必要である。

党委員会指導下の学長責任制は、集団指導と個人責任制との結合だと考えられている。つまり学校の重大な問題は、党委員会という集団の検討によって決めるといふ党委員会の学校に対する指導の責任である。具体的な教学・研究・行政・総務などの仕事は、学長が権力を行使して指導の役をはたすわけである。数多くの大学の学長は党委員会の常務委員会のメンバーであり、かれら自身も政策決定に参加しているのである。

#### 四 産学協同

##### (1) 産学協同の意義と内容

産学協同という言葉はそのまゝ中国に取り入れられたが、よく使われている表現は、教育・研究・生産の連合体、あるいは教育・研究・生産の一体化ということである。改革・開放の深化に従って産学協同も高等教育発展の重要な内容となってきた。その意義はつぎの三点があると考えられる。

① 社会発展のニーズにこたえられるような人材を育成するには、産学協同は不可欠なものである。

② 学校の研究成果は産学協同を通じてただちに生産力に活用することができるとができる。

③ 大学は企業から導入した資金で教育経費の不足を補うことができる。

これまでの中国の産学協同の内容は、主に次のようなものがある。

① 学生は企業に行き生産現場の実際の仕事を実習する、いわゆる教育実習のことである。これまでの単純な筋肉労働から、専門知識と結びついた生産労働の実際に参加することによって変わった。普通の場合は四年生の上半期に実施するが、実習終了後は、実習のレポートを提出して、単位として認められる。今日の問題点は、多くの企業は実習生受け入れに消極的であるということである。なぜかという点、実習生は企業のためになんら貢献がなく、かえって企業の方は実習指導をする人を配置しなければならぬので、損失である。政府の立場としては、できるだけ実習生を受け入

れてくれるように企業に呼びかけたが、うまくいかない場合がかなりある。

この解決の方策は二通りある。一つは、学校の方から企業に実習の費用を出し、できるだけ企業の負担にならないようにする。もう一つは、教員たちは企業に役立つ研究課題をもって、学生を連れて企業の現場でそれを解決するということである。二番目の方は企業に大歓迎されていることである。

② 大学は企業のために人材を養成するということである。これはすでに有償サービスの形に変わったが、双方の利益に適合するので、長く存続するだろうと思われる。

③ 企業からの委託研究と開発、あるいは共同研究と開発、あるいは技術面でのレファレンスを行うことで、近年さかに行われているものである。しかし、ここには問題がある。まず、多くの教員は研究課題の学術のレベルや理論のレベルを追求する傾向があり、企業の発展、企業の製品・工程の管理などについてはあまり詳しくないので、直接企業の問題解決はできないのである。一部の教員は、企業で実験を行っているが、一応論文が出来上がったら、それでおしまいである。言い換えれば、論文だけを重視して、企業の実際の問題解決にはあまり関心がないのである。また、大学側は企業からの資金を多に期待しているが、企業側はなかなかそれに満足できない場合が多い。

##### (2) 第二自動車製造工場のケース<sup>(10)</sup>

次に、中国の第二自動車製造工場のケースを見てみよう。

この工場は八万人の従業員を持ち、トラックの年生産量一〇数万台の中

国有数の大手企業である。一九八五年までは、技術者不足で、従業員全員の一七パーセントだけにとどまっていたという。だから、高等教育機関の人材や技術をどうしても取り入れなければならず、ここ十年、企業内で大学を作り、企業に必要な専門人材を育成するほかに多くの大学に協力を要請し専門人材不足の問題を乗り越えたという。ここ数年四五の高等教育機関と人材育成や技術協力の協定を結んでいる。人材育成はつぎのような方式を採用している。

① 大学と共同で大学院生を育成する。卒業後は全部企業にもどって行く。一部の院生は企業から直接選抜するが、他の一部はその年の大卒生で、将来大学院を卒業したらその工場に就職したいという者である。すでに二〇〇人ほど卒業したという。

② 次第に人材教育の範囲を広げて、本科生や専科生の委託育成も行い、すでに一〇〇人以上の卒業生が出た。大学は進んで、企業の実際のニーズを考えて、カリキュラムを調整し、授業の方法も考える努力をした。筆者の所属している華中理工大はこの自動社工場の協定校の一つで、大きな成果を上げている。八五―八七年この工場のために日本語専攻のクラス(二〇名)をもうけ、語学の人材の育成にも力を入れたことがある。

③ 応用型の人材育成の有効な方法を探索してきた。一九八七年から、国家教育委員会の依頼で、華中理工大学、吉林工業大学、清華大学、北京理工大学の四大学は共同でその工場内で応用型の人材育成の実験を行った。企業は大学と一緒に、調査を行い教学計画やカリキュラムを作成し、人材の育成と企業発展の現実の問題との結合を試みた。

④ 学生の企業に対するイメージを育成するために、大学内で企業の奨

学金を設けている。

要するに、この工場では産学協同を実施して以来、人材育成と研究開発及び企業にすぐ役立つような応用型の人材育成の方法の開発などの方面では大きな成果を上げたのである。

(3) 大学に対する企業の要請

産学協同を行っている過程の中で、大学に対して企業はつぎのような意見や要請があるようである。

① 大学の教育と企業の生産経営の活性化を強めて社会の経済発展を促すのは双方の根本的な希望と目的である。だから、お互いの理解と信頼関係は産学協同の必要な条件だと考えられる。大学側は、全般的に企業のニーズや経済の面と心理の面において、両面の適合能力を知って、企業の実際の需要に応じて問題解決をしなければ、協力関係は長く存続しないと考えられている。

② 大学は企業のニーズにしたがって専攻を調整し、理論と実践を結びつけて有用な人材を育成しなければならない。今では、大学の人材育成と企業のニーズの間で合致しない専攻があるという。しかし、大学の立場にたってみれば、専門分化が細かすぎると、卒業生は社会に出た後の適応力が弱いので、このまじくはないと考えている。こういう問題の解決は企業の研究開発力の増強いかんにかかっていると思う。

③ 双方は結んだ協定を厳守しなければならない。大学の教師は理論や学術の価値だけ重視してはならない。企業の実際の問題解決にもっと力を入れるべきである。企業が一番重視しているのは、最後の開発の成果である。すなわち応用面である。この方面においても、今後大学側と企業側の



間で、十分検討すべき問題だと思つた。

#### (4) 産学協同の新たな展開

一九九二年の春、鄧小平氏が中国の南部地方を視察したときに発表した談話が公にされて以来、改革・解放の機運はもう一度盛り上がってきた。

大学改革の中の産学協同も新しい転機を迎えた。

その一つは学内でハイテク産業を作ることである。これまでに、少数の研究型大学は、教育経費の不足を補うために財政再建の方策として、学内で企業を作り新製品の開発に力を入れ、かなりの経済利益をもたらしたという。しかし、この方法をすべての大学に押し進めてもよいのか、そのことが、大学にどれだけの影響をおよぼすのかということについて、教育指導部門からの方針も指示もなかったのである。一九九二年八月八日の人民日報（海外版）の記事は、以上の問題に答えを与えたようである。その記事は中国国家教育委员会主任の李鉄映氏の教育委員会直属大学の学長、党委員会書記のサーマー読書班での談話を報道したもので、その内容は、最近の大学改革に関するある会議の趣旨である。李鉄映氏はつぎのように述べている。

教育は経済発展に奉仕し、生産力の向上に奉仕しなければならない。

教育体制と教育制度は経済的基盤によって決められるものである。経済体制が根本的な変革をせまられているので、それにもなつて教育体制も大きく改革しなくてはならない。高等教育は改革しなければ、大きな発展をはかることもできないし、経済発展のニーズにも応えられない。

高等教育機関は自ら進んでこの変化に対応して、大胆に探索や改革を行うべきである。新しい情勢のもとで、大学は自らの持っている特性を生

かして、積極的にハイテク産業を作つて経済建設に奉仕しなければならない。一部の教師を引き抜いてもっぱらハイテク産業をやらせることは必要なことでもあり、可能なことでもある。<sup>(11)</sup>

「学内でハイテク産業を作る」、「専門職の教員はもっぱらそれに従事する」ということは将来教育法規として法制化できるかどうかは予測できないが、国家教育委員会の方針であるなら、おそらく各大学はそれを実行するしかないだろう。しかし、教育・研究と学内の産業開発はどのようにすれば調和できるのかは、これから注目を集める問題であろう。

もう一つは、一九九二年八月にスタートした「産・学・研協同開発プロジェクト」ということである。このプロジェクトは國務院経済貿易弁公室と国家教育委員会及び中国科学院が共同で組織・実施するもので、その趣旨は、大中型企業と高等教育機関及び科学院（所）との間の密接かつ安定した交流・協力関係を作り出して、次第に三方が協同で発展していく機能ができるようにする。それによって、科学技術の成果の運用とハイテク成果の産業化を早めて大中型企業の市場に対する競争力を強め、科学技術の発展を促し、中国の経済を振興させるということである。一九九二年八月十一日の人民日報（海外版）の記事によると、中国はいま一・五万の大中型企業があり、その多くは国内市場の競争に直面しており、技術革新・構造の調整・新産業・新領域・新製品及びニュー・マーケットの開発は早急に必要だといふ。また、国家レベルの中国科学院と千余りの高等教育機関及び千余りの各級の研究機関は百万人の研究者を持ち、毎年一万人余りの研究成果をあげている。産・学・研共同開発プロジェクトの実施によって、中国の経済を高速発展させることが可能だと思われる。同記事による

と、一九九五年までの第一期プロジェクトでは、全国にわたって、五万の新技術・新製品を開発・移転し、年間販売額十億元以上の模範的ハイテク産業を若干作り出して、ニュー・マーケットを開発するのを目標とするという。これまでの産学協同は民間レベルで行われてきたものが多かったし、規模もそれほどでなかったようであるが、今回発足したプロジェクトは、政府部門の組織で行われるもので、かつてない大規模なものである。その実施によって産・学・研協同の新たな時代を迎えるに違いないと思う。

## 五 大学の改革

### (1) 中国の大学の総合改革—学内管理体制の改革を中心に

近年、中国の高等教育は未曾有の発展を遂げてきた。しかし、それにもなっているいろいろな問題点も出てきた。それは次のようなものである。

① 大学の数は多いが、平均的な規模は小さすぎる。だから経済の面から見ると、投入と産出の比例は小さいのである。つまり、効率はよくないということである。一九八九年の統計データでは、一校あたりの在学者数は平均二〇〇〇人ぐらいで、二〇〇〇人以下の在学者数の学校は七五二校で、全体の一〇七五校の七〇パーセントを占めているのである。<sup>13)</sup>

② 大学の設置は不合理な面がある。大学・学院は六一一校で五六・八パーセント、専科学校は三四五校で三二パーセント、短期職業大学は百十九校で十二パーセント占めている。それに、大学・学院の規模ははるかに専科学校と短期職業大学より大きく、在学者数の八〇パーセント近いものは大学・学院で、経済発展の最も必要な専科・短大の人材が足りない原因

はここにあるのである。

③ 教育経費が不足しているが、その反面、浪費が多い。  
④ 専門分化が細分化しすぎて、卒業生は社会に出た後の適応力が弱い。また、重複している専攻も多い。

⑤ みだりに学生を募集し、みだりに授業料などの料金を取り、みだりに卒業証書をあげるという三つの「みだり」が存在している。これは主に成人高等教育機関だが、普通の高等教育機関も多少存在しているという。  
⑥ 学生は学習意欲の欠如、先生は指導意欲の欠如という現象がある。これは教員の待遇が低いことに関連している。

この他にまだいろいろとあるが、どうしても高等教育の総合改革が必要だというのが、大方の認識になっている。総合改革の目的は、教育と教学の改革を中心に、人材の育成を根本的な任務とし、学内の各改革をたえず深化させて、全面的に教育の質と教育の効率を上げるようにするということにあると考えられる。

総合改革の内容の一つは、学内の管理体制の改革があるが、具体的なものはつぎの四点である。

- ① 人事制度の改革
- ② 分配制度の改革
- ③ 住宅制度の改革
- ④ 医療制度の改革

この中で、人事制度と分配制度の改革が最も重要だとされている。現在の人事制度は、一旦教員として採用されたら、定年まで続けられるのである。すなわち終身雇用制である。一旦、教授・助教授に昇格したら、

すべての待遇は定年まで保証されるのである。現実の問題として、一部の教員は助教・教授に昇進したら、研究業績をおこたり教学意欲が低下する場合がある。教授昇進前の業績に比べて、教授に昇進後の業績はずっと少ないケースはよくある。

また、いままでの分配制度は、国家の規定によっていくつかのランクに分けて、一旦そのランクにはいったら給料を減らされることはない。仕事のよしあしにはあまり関係のない平等主義である。

人事制度改革の基本的な考え方は、任期招聘制を実行し、終身雇用制を打破するということである。すなわち、ある職務を一定期間内で認めて、期間が切れたらあらためて本人の評価の結果によって、継続して任用するかどうかを決定するわけである。また、教授の資格があっても、場合によっては助教として任用する可能性もある。極端なことを言えば、解雇する場合もあるのである。

分配制度改革の基本的な考え方は、固定給料と特別給料という二種類の給料制を導入して、毎年の総合評価によって特別給料を変えるということである。人事制度改革にしても、分配制度改革にしても、いずれも教員の仕事に対する評価にかかわっているものである。

次に、一九九二年三月に発足した華中理工大学教員評価法を見てみよう。

評価の直接の目的は、教員の昇格、任用及び給料を決めるためであるが、根本的な目的は、教員の教育・研究などの仕事に対する意欲を引き出すことにある。

評価の主な内容はつぎの四点である。<sup>(14)</sup>

#### ① 政治・思想の面

四つの基本原則を堅持する。

改革開放の路線に対する態度

ブルジョア自由化に反対する

政治学習に対する態度及び出欠の状況

社会主義教育事業に対する熱心さ及び献身的精神

師表となる（手本）

同僚の間との連帯状況

職業道徳（職場のモラル）

#### ② 教学の仕事

年間の授業担当の時間数

教材の編纂・出版の有無

#### ③ 科学研究

研究経費

研究論文

著書

各種の科学賞受賞

技術開発

#### ④ 兼任職務

学部主任・副主任

学部の党総支部書記

研究室主任

①は定性評価で、優・良・可・不可の四クラスに分けている。②③④は

定量評価でいずれも点数をつけられる。三つの点数を合わせて、その教員の一年の仕事の評価になるわけである。それぞれの教員の満点は次のとおりである。

教授 一二〇点

助教授 一一〇点

講師 一〇〇点

助手 八〇点

②と③は量的評価のほかに質的評価も加えられる。

分配制度が改革されてから、教員の給料は次のような四つの部分からなっている。

① 国からの決まった分

② 職務の手当

③ 業績手当

④ その他（有償サービスの収入や規定時間以外の授業の担当など）

②番目は教授・助教授・講師・助手の四クラスに分けている。いずれも該当の職務の仕事の量を十分完成した上でのその手当が支給されるわけである。

③の業績手当では仕事の質の面によって決められるのである。研究論文の場合は載せた雑誌のランクによって、受賞の場合は学校・省あるいは国家の関係部門・国家という三つのランクによって、授業の場合は授業の時間数×業績の係数（〇・六一・二）によってそれぞれ決められるのである。

それらの最も大きな問題は後者の授業の評価の方法である。すなわ

ち、〇・六一・二の係数はそれぞれの教員がどれに該当するかという問題である。学校の関係部門の説明では、普通の人は一・〇で、大体六〇パーセントぐらいの教員はこれに該当する。一番優秀な人は一・二で、全体の一〇パーセントぐらいで、一番よくできなかった人は〇・六で全体の一〇パーセントぐらいにするという考案だが、評価の担当にあっている研究室のグループと学部グループには、困難な問題がある。教員の授業の質に対する評価の基準は、①本人による自己評価、②同僚による評価、③学生による評価、④研究室や学部の主任の聴講による評価のいくつかの秀賞をもらった人には高い点数を、教学的には事故が起こった人には低い点数を与えるという決まりがある。だから、業績の係数の決め方にはかなりの主観的な要素が入っているのである。

学内管理体制の改革は一九九二年の春から国家教育委員会直属のいくつかの大学で同時に開始した。九二年の下半期からだんだんほかの大学にも広がって二、三年のうちに新しい管理体制が出来上がることである。実際の効果は一体どうなっているのか、希望どおりの目標を実現できるか否かは、今ただちに結論を下すのはまだまだ早いようである。いずれにせよ、各大学はみな同様の動きをみせている。

(2) 日本の大学設置基準の一部改正

中国と同様に、日本の大学も改革を行っているが、ただ内容は異なっている。

一九九一年七月、日本の大学設置基準が一部改正され、大学教育の改革の新しい時期を迎えている。今回の大学設置基準の改正の趣旨は主に次の

ような点が挙げられているという。

① 個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、學術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育・研究を展開しうるよう、大学設置基準の大綱化により、制度の弾力化を図ること。

② 生涯学習の振興の観点から、大学における学習機会の多様化を図ること。

③ 大学の水準を維持向上のため、各大学における自己点検・評価の実施を期待すること。<sup>(15)</sup>

今回の改正について、日本国内ですでに多くの議論があり、外国からも注目を浴びている。これらの趣旨に対応して各大学の改革案も検討されているという。つい最近公にされた財団法人・大学基準協会による『大学の自己点検・評価の手引き』は、各大学に点検・評価の対象となる事項の大綱を示し、参考に供するもので、大学設置基準の一部改正にともなう大学の改革は目前に迫ってきていると感ぜられた。

ここでは注目すべきものは、三番目の自己点検・評価のことで、大学当局自身はその実施のための具体的な方針や方法を積極的に準備する方向で動いているだけでなく、個々の教員の間でも話題として議論されているようである。筆者は局外者ではあるが、中国の大学にも同じような事情があるので、自然にその動きに関心を持っているのである。

この『手引き』では、点検・評価されるべき内容はつぎの通りである。

① 大学・学部などの理念・目的

② 教育研究上の組織

③ 学生の受入れ

④ 教育課程

⑤ 教員組織及び教育研究活動

⑥ 校地・施設・設備

⑦ 図書館

⑧ 学生生活への配慮

⑨ 管理運営

⑩ 事務組織

⑪ 財政

⑫ 自己点検・評価の組織<sup>(16)</sup>

ほぼ大学に関して、すみずみにまでかかわっていると思われる。以上一二の項目を、筆者はおおまかに二つに分類することができると思われる。すなわちハードの部分の①②③④⑥⑦⑧⑨⑫とソフトの部分の⑤⑧⑨⑩に分けることができるようである。というのは、ハードの部分に該当するものは、決まった事項やデータなどで定量で評価できるものが多いのに対して、ソフトの部分は一番活発で、教職員の知的活動に関与するもので、定量で点検・評価を行うことができるものが少ないようである。その中で最も重要なものは⑤教員組織及び教育研究活動と⑩事務組織のことで、働く教職員全体に対する点検・評価を行うことなのである。

これまでに国全体としての正式の点検・評価の規程はなかったものの、それぞれの大学において、いわゆるハードの部分について、なんらかの形式で点検・評価を行って、その結果としてのデータは一応知っているはずだと思われる。しかし、ソフトの部分になると、必ずしもそうとは言えないのではないかと思う。とくに、教員の教育活動と職員の仕事の実績に対

する総合評価についての報告や研究論文があまり見られないのが実状である。日本の大学の教員は教育活動より研究活動の方をはるかに重視しているように内外で議論されている。<sup>(17)</sup>原因の一つは、教員の昇進は主に研究業績にかかわっていることにあると思われる。したがって、研究業績は自然に「指揮棒」的な役割を果たしてきたのである。しかし、大学は教員だけのために存在するものではない。むしろ、学生たちの全面的な成長のために存在するものでなければならぬと考える。いかにして教育と研究活動をうまく調和させて、学生たちの要請や社会のニーズに応えられていくかは今後の改革の内容の一つではないかと思う。点検・評価の内容をしつかり実施さえすれば、こういう目標を達成することが可能だと思ふ。しかし、日本の大学では、古くから大学の自治、あるいは学部の自治が尊重されているとよく言われている。さらに事実上の終身雇用制と平等主義の分配方式をとっているから、多少、これからの自己点検・評価のあり方をめぐって、いろいろな困難が予想されている。

## 六 二〇〇〇年までの中国高等教育発展のための方針

一九九二年三月に公表された「全国の教育事業一〇年企画と五カ年計画の要点」では、二〇〇〇年までの高等教育発展のための方針はつぎの六項目にまとめられている。<sup>(18)</sup>①方向を堅持すること、②規模を安定化させること、③構造を合理化させること、④条件を改善すること、⑤改革を深化させること、⑥質を高めることである。次にそれぞれの内容について検討してみたい。

### (1) 方向を堅持すること

具体的な仕事の中での方針・改革は社会主義の教育方針と一致しなければならぬということで、つまり、新しい時期の教育方針に合致することを要求するのである。

#### (2) 規模を安定化させること

ここ数十年大きく発展してきた高等教育の補強・充実に大いに力を入れるということである。それと同時に十数年来出てきたいろいろな問題点を解決しようという姿勢でもある。規模の安定といっても、少しも発展しないというわけではない。今の計画では、九二年度の全国の新入生の総人数は、本科と専科は六二万人で、大学院生は三万人である。一九九五年になって、本科と専科の募集人数は六五万人に、大学院生は三・五万人に増える見込みだといふ。<sup>(19)</sup>

#### (3) 構造を合理化させること

大学設置の構造上の問題点について、すでに五の(1)で触れたが、もう一つの大きな問題点があると考えられる。それは新しく設置した、大学の設置条件を備えていない大学のことである。国家教育委員会のある幹部の話によると、教師陣・校舎面積・図書数及び教育の実験・演習の条件という四つの面から見れば、四〇パーセント近い大学は不合格で、前の二者だけでも一五パーセントの大学は不合格だといふ。<sup>(20)</sup>これらの不合格の大学の整備と専科学校の補強・充実と、専門細分化しすぎるといふ問題の解決とは、構造を合理化させる主な内容であろう。

#### (4) 条件を改善すること

条件改善とは、言い換えれば、財政改善のことである。教育経費の不足という問題はどの大学でも学長の悩みの種になっている。国からの予算は

年々増加しているが、十分とは言えない。また学内でハイテク産業を興すことによって諸経費の不足をある程度補うことができるが、必ずしもすべての大学がハイテク産業を作る条件があるとは限らない。だから教育経費の不足の問題は、これから当分の間学長らを悩ますことだろう。

(5) 改革を深化させるること

ここで卒業生の配属制度の改革と入試制度の改革だけに触れたいと思う。

現在の大学卒業生の就職は、大体つぎの様な四つの原則で行なわれている。

- ① 合格した卒業生であれば、就職は絶対問題ない。
- ② 学生の自主的な就職さがしは原則として許されない。
- ③ 配属案は政府の教育部門と大学との協同で作る。
- ④ 配属の計画は具体的な卒業生の一人一人にかかわっている。

将来の動向は、次第に双方向選択という方式が変わっていく見通しである。すなわち、国家の計画のもとで、学内で行なわれる企業と卒業生との互いの選択である。実は、一部の重点校ですでにこういう改革を行ないはじめている。

入試制度はこれから大きな変化があると思われる。今までの入試制度は全国共通一次試験で決められていた。受験科目は六、七科目もある。最も大きな弊害は、各高校の教育の目標が大学進学だけに偏重し、高校の評価も大学進学率だけに偏っていることである。したがって、大学に進学できない多くの高校生に対する基礎教育は無視されることが多い。また、今の大学入試は文科系と理科系に分けて行っているの、生徒は早くから分科

されて、基礎知識はどちらかに偏っている傾向にある。そして、六ないし七つの入試科目は、生徒の大変な負担となるのである。以上の弊害をなくすために、これからの方法として、まず各省で高校を卒業する前に科目ごとに「会考」(単科目の地方の統一試験のことで、一科目が終わったらすぐ試験を行なうという方式)を行なう。「会考」の合格者だけが全国の統一の大学入試に参加する資格が与えられるようにすることである。「会考」はまた高校の修了試験でもあり、合わせて九科目で、生徒の偏りのない、幅広い学習を確保し、全体の学力向上を図るためである。

大学の入試科目は四科目に減らそうと考えられていること。このような改革は少なくとも二つの利点があると考えられる。一つは、大学の進学だけを教育の目標とする不正常的な基礎教育の目標を是正するのに有利だ。普通の中学校・高校を評価する標準は大学への進学率ではなくて高校卒業生の合格率であるべきだ。もう一つは、大学入試の負担を減らすことができるのである。上海市では、この新しい入試方式をとってきたが、一九九二年七月から二〇の省(市)が全面的にこの入試方式を採用し始めた。

(6) 質を高めること

ここに言う「質」とは、大学卒業生の政治の素質、思想・道徳の素質、知識と教養の素質及び身体の素質を指している。簡単に言えば、学生を新しい時期の教育方針に合致するような学術・人物両方とも優秀な人材に育てあげることであろう。

おわりに

高等教育の発展と改革は一国の政治や経済の情勢と密接な関連性がある

と思われる。中国の場合は、経済の発展をはかるために、教育の発展は大きく寄与している。一九九二年の春、鄧小平氏の中国の南部地方視察の談話が発表されて以来、改革・開放の勢いは再度盛り上がってきた。それに伴う高等教育の改革もたえず新しい展開を見せている。大学改革の国際的動向を見据えながら、中国独自の高等教育をいかに発展させていったらよいか今後の課題である。

なお、本文は、一九九二年七月十一日に東洋大学アジア・アフリカ文化研究所の公開研究会での報告に加筆したもので、執筆の際、比嘉佑典先生からご助言をいただいた。ここに厚くお礼を申し上げます。

## 注

- (1) 竹内実編訳『中華人民共和国憲法集』蒼蒼社刊、一九九一年、九二頁。
- (2) 『中共中央関于教育体制改革的決定』（一九八五年五月二七日）人民日報、一九八五年五月二九日、第一面。
- (3) 毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」（一九五七年二月一七日）『毛沢東選集』（第五卷）、外文出版社、一九七七年八月、五九六―五九七頁。
- (4) 中国教育年鑑編輯部『中国教育年鑑』（一九八九年）人民教育出版社、一九九〇年、七一頁。
- (5) 中華人民共和国国家教育委員会教育規劃辦公室・周貝隆主編『面向二世紀的中国教育—国情・需求・規劃・对策』高等教育出版社、一九九〇年、四一―六頁を参照された。
- (6) 姚啓和「対社会主義大学教育需要再認識」華中理工大学高等教育研究所『高等教育研究』、一九八九年第二号、七一―八頁、参照。
- (7) 前掲『面向二世紀的中国教育—国情・需求・規劃・对策』、一二二頁、参照。
- (8) 前掲「中共中央関于教育体制改革的決定」参照されたい。
- (9) この決定は内部の通知で、公表されなかったが、論文などに引用されたこ

とがあった。姚啓和「対高校内部領導体制的若干認識」華中理工大学高等教育研究所『高等教育研究』、一九九二年第一号、二二頁、参照。

(10) 第二汽車製造廠「廠校合作是促進企業發展的有效途徑」華中理工大学高等教育研究所『高等教育研究』、一九八九年第三号、六〇―六四頁、参照。

(11) 人民日報（海外版）、一九九二年八月八日、第三面。

(12) 人民日報（海外版）、一九九二年八月一日、第一面。

(13) 前掲『中国教育年鑑』、七三頁、参照。

(14) 『華中理工大学教師考試行辦法』及び『華中理工大学教師考核表』（一九九二年）、参照。

(15) 山下和茂「大学設置基準等の一部改正について」『大学時報』、一九九二年九月号、七八頁。

(16) 財団法人大学基準協会・あり方検討委員会・あり方検討委員会小委員会『大学の自己点検・評価の手引き』、一九九二年五月、八一―九頁。

(17) 喜多村和之「大学における「授業」—大学教師の意見から」喜多村和之編『大学教育とは何か』、玉川大学出版部、一九八八年、九頁―三三頁参照をされた。

(18) 国家教育委員会「全国教育事業十年規劃和八五計劃要点」『中国教育報』、一九九二年二月十八日、第二面。

(19) 朱開軒「関于我国高等教育事業工作方針問題的几点意見」、『新華文摘』、一九九一年第二号、一四六頁。

(20) 前掲「関于我国高等教育事業工作方針の几点意見」、一四六頁。

\* 東洋大学交換研究員・中国華中理工大学外語系助教・華中理工大学高等教育研究所員